

中外サプライヤー様サステナビリティガイドライン

I. 改訂にあたって	1
II. 経営理念	2
III. 中外グループサステナビリティ方針	3
IV. 中外 調達基本方針	6
IV. 中外サプライヤー様サステナビリティガイドライン	7

2025年 8月

株式会社 中 外

I. 改訂にあたって

1948年(昭和23年)の創業以来、私たち株式会社中外およびそのグループは、“お客様第一”という経営理念のもと、エレクトロニクス・情報通信・自動車など幅広い分野へ機能部品・機能材料の提供(商社部門)と、自動車の快適空間を創造する防音部品の提供(自動車部門)などの事業活動を通じ、社会の持続的な発展に貢献することに努めてまいりました。

そして、2011年11月、ステークホルダーからのCSR(企業の社会的責任)への取り組みに対する期待と要請に応えるため、「中外グループCSR方針」、ならびに「中外グループCSRガイドライン」を制定しました。更に、2016年、2024年に改訂を実施しております。

今回、気候変動への対応や人権尊重などサステナビリティを実現するために「中外グループサステナビリティ方針」、「中外サプライヤー様サステナビリティガイドライン」として再構築しました。

サプライヤーの皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨に基づき、法とその精神を遵守し皆様の社内で実践下さい。そして、皆様の仕入先様へも同様にこの趣旨を展開し、実践下さいますよう改めてお願いいたします。

2025年 8月
株式会社 中 外
代表取締役社長
三輪 義勝

Ⅱ．経営理念

- 1．“お客様第一”を基盤とし、コンプライアンスを徹底し、会社の持続的な発展を通して、社員の幸福の実現に努め、あわせて、社会への貢献を目指す。
- 2．「商社部門」「自動車部門」の特徴を生かし、お互いの連携した活動を通して、社業の一層の発展を目指す。
- 3．グローバルな視野に立ち、進取の精神で、夢と希望と熱意を持って商品の開発と市場の開拓に邁進する。
- 4．「誠実」「努力」の社風を継承し、より快適な社会を目指し、さらなる挑戦を続ける。

Ⅲ. 中外グループサステナビリティ方針

(前 文)

- ・ 私たち（株式会社中外およびそのグループ）は、「経営理念」に基づき、各国・地域での事業活動を通じて、社会の持続可能な発展に貢献します。
- ・ 私たちは、法令ならびにそれらの精神を遵守し、誠実な事業活動を行います。
- ・ 私たちは、永続的な発展のために、以下のとおり全てのステークホルダーの皆様を重視した経営を行い、オープンで公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーの皆様信頼されるよう努めます。
- ・ 私たちは、サプライヤー様がこの方針の趣旨を支持し、それに基づいて行動頂くことを期待します。

<お客様>

- 私たちは、“お客様第一”という経営理念に基づき、お客様の様々なニーズに応える安全・高品質な製品・サービスを開発・提供します。
- 私たちは、知的財産を適正に取り扱うとともに、お客様をはじめ事業活動に関わる全ての人々の個人情報保護に努めます。

<社 員>

- 私たちは、経営トップの率先垂範のもと、コンプライアンスを徹底し、倫理的な行動を促す企業文化を育て、それを実践していきます。
- 私たちは、「社員の幸福の実現」のため社員を大切にし、個々人の能力開発やキャリア形成など人材育成に努めます。
- 私たちは、あらゆる雇用の場面において、公正かつ均等な雇用機会を提供するとともに、社員に対する差別を行いません。
- 私たちは、社員の人権を尊重し、いかなる形であれ強制労働・児童労働は行いません。

- 私たちは、社員の代表、若しくは社員との誠実な対話と協議を通じ、「相互信頼・相互責任」の価値観を構築し、共に分かち合います。そして、従業員が自由に結社する権利あるいは結社しない権利を、事業活動を行う国の法令に基づいて認めます。
- 私たちは、社員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努めます。

<取引先様>

- 私たちは、取引先様を尊重し、取引を通じて信頼関係を築き上げ、共存共栄を目指します。
- 私たちは、サプライヤー様の決定にあたっては、公平・公正に門戸を開き、品質・価格・納期・技術・環境など総合的に判断します。
- 私たちは、各国・地域の競争法を遵守し、公正かつ自由な取引に努めます。

<株主様>

- 私たちは、株主様の利益のために、長期安定的な成長を通じ企業価値の向上を目指します。
- 私たちは、株主様をはじめステークホルダーの皆様に対し、経営・財務・環境保全などの情報を、適宜・適切に開示します。

<地域社会・グローバル社会>

【環境】

- 私たちは、あらゆる事業活動を通じ環境保全に努め、環境と経済を両立する製品・サービスを開発・提供するとともに、地球温暖化防止、生物多様性の保全等、環境との調和ある成長を目指します。
(詳細は、株式会社中外 環境方針を参照)
- 私たちは、気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化のリスクを把握し
減災対策に取り組めます。

【社会】

- 私たちは、各国の文化・慣習・歴史および法令を尊重し、地域社会から信頼される経営を行います。
- 私たちは、政府や取引先による贈収賄を許さず、政治・行政および取引先様と誠実かつ公正な関係づくりに努めます。

【人権の尊重】

- 私たちは、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重します。
- 私たちは、紛争・犯罪や人権問題を引き起こす原因となりうる鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）の使用回避に向けた施策を行います。

【社会貢献】

- 私たちは、事業活動を行うあらゆる地域において、豊かな地域社会とその発展に向け、積極的に社会貢献活動を行います。

IV. 中外調達基本方針

中外は、お客様にご満足いただける製品・サービスを提供するため、次の3つの基本方針に基づき、調達活動を展開しています。

1. オープンドアポリシーに基づく公正な競争

中外との取引を希望されるすべてのサプライヤー様に対して、国籍、企業規模、取引実績の有無を問わず、オープンで公平・公正な参入の機会を提供しています。

サプライヤー様の決定にあたっては、品質・価格・納期・技術・環境などの対応力に加え、継続的な改善に取り組む経営姿勢、および社会的責任に対する取り組み、など総合的に判断しています。

2. グリーン調達の推進

中外は、環境に配慮した製品の開発、設計、生産、および販売を推進しています。環境に配慮されたサプライヤー様から、環境負荷の少ないものを購入します。

3. 相互信頼に基づく共存共栄

中外は、取引を通じて共存共栄を図って行きたいと考えています。相互信頼関係を築くため、サプライヤー様と密接なコミュニケーションを図るよう推進しています。

V. 中外サプライヤー様サステナビリティガイドライン

(1) コンプライアンス

○法令の遵守

- ・各国・地域の法令およびその精神を遵守する。コンプライアンス徹底のための、全社的な方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施している。

○競争法の遵守

- ・各国・地域の競争法（日本では独禁法、下請法等）を遵守し、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。

○腐敗防止

- ・政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努めている。
- ・不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

○反社会勢力の排除

- ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体とは一切関係を持たない。

○機密情報の管理・保護

- ・お客様・第三者・自社社員の個人情報、およびお客様・第三者・自社の機密情報は、正当な方法で入手し、厳重に管理し、適正な範囲で利用・保護している。

○輸出取引管理

- ・各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行っている。

○知的財産の保護

- ・自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護している。
- ・第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

○責任ある原材料調達

- ・紛争地域及び高リスク地域において、武装集団に対する支援、児童労働などの人権侵害などに関わる恐れのある鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行う。

○通報者の保護

- ・当社は、内部通報に関する機密性ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除します。

(2) 人権・労働

○人権に対する基本姿勢

- ・当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、事業活動を行う各国・地域の国内法及び規則を遵守すべく「人権方針」を定めています。取引先をはじめとするすべてのビジネスパートナーにおかれましても本方針の理解、支持していただくことを期待する。

○差別撤廃

- ・あらゆる雇用の場面^(*)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

＊応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

○人権尊重

- ・人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

○児童労働の禁止

- ・各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。
- ・若年労働者を危険有害業務に就労させない。

○強制労働の禁止

- ・全ての労働は自発的であること、および社員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

○賃金

- ・最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守している。

○労働時間

- ・従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守している。

○従業員との対話・協議

- ・従業員の代表、若しくは社員と、誠実に対話・協議している。

○結社の自由

- ・従業員が自由に結社する権利あるいは結社しない権利を、事業活動を行う国の該当法令に基づいて認めるとともに、従業員が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせを恐れずに、オープンかつ直接コミュニケーションできる権利を保障する。

○安全・健康な労働環境

- ・従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努めている。

○人材育成

- ・人材育成を通じて、社員のキャリア形成と能力開発を支援している。

(3) 環境

○環境マネジメント

- ・幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善している。

○気候変動への対応

- ・脱炭素経営を推進し、事業活動全般における温室効果ガスの排出量を把握し、削減するとともにエネルギーの有効活用に取り組んでいる。

○大気・水・土壌等の環境汚染防止

- ・大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止している。

○省資源・廃棄物削減

- ・廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組んでいる。
- ・再生材の利用など環境配慮設計を通してライフサイクル全体で資源循環に取り組む。

○化学物質管理

- ・環境汚染の可能性がある化学物質の安全管理を行っている。
- ・製品については REACH 規制、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有していない。
- ・製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行っている。

○水害リスクの減災対策

- ・気候変動を踏まえた洪水による浸水リスク評価の結果に応じて適応策を実施し、洪水発生時の被害を最小限に抑える。

(4) 安全・品質

○お客様ニーズに応える製品・サービスの提供

- ・製品・サービスの納期を確実に守り、長期に安定して供給できる体制を構築する。

○製品・サービスに関する適切な情報の提供

- ・製品・サービスに関する適切な情報をお客様に提供している。

○製品・サービスの安全確保

- ・各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供している。

○製品・サービスの品質確保

- ・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用している。

(5) 情報開示

○ステークホルダーへの情報の開示

- ・事業活動の内容・財務状況・業績・環境保全などの情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努めている。

(6) リスクマネジメント

○リスク管理の仕組み構築・運用

- ・企業の事業活動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築、運用している。
- ・コンピューターネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、第三者に被害が生じないように管理する。

○事業継続計画の策定

- ・災害・事故等に対応した早期復旧のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定している。

(7) 社会貢献

○地域（コミュニティ）への貢献

- ・豊かな地域社会とその発展に向け、それぞれの地域が抱える社会的課題に目を向け、地域社会と協力しながらその解決につながる社会貢献活動を行っている。

(8) 皆様のサプライヤー様への展開

- ・皆様のサプライヤー様に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社のサステナビリティ方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ皆様のサプライヤー様におけるサステナビリティへの取り組みの浸透・普及に努めている。
- ・浸透・普及にあたっては、サプライチェーンの全体を意識して、これを行い、また、必要に応じたフォロー・是正対応を行う。